

第3期第5回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日時 平成26年11月12日(水) 午後2時から午後4時
- 2 場所 庁議室
- 3 出席委員 森山委員、佐藤委員、的野委員、市川委員、田中康子委員、森下委員、木村英幸委員、柴田委員、古畑委員、萱野委員、林委員、岩田委員、三澤委員、千葉委員、藤巻委員、金杉委員(副会長)
(以上16名)
欠席委員 河合委員、有馬委員、金井委員、栗原委員、谷部委員、高橋委員(会長)
- 4 傍聴者 1名
- 5 配布資料 第3期第5回練馬区障害者地域自立支援協議会 次第
資料1 高齢期支援部会
資料2 権利擁護部会
資料3 相談支援部会
資料4 地域移行部会
資料5 発達障害支援部会
資料6 障害者地域生活支援センターの事業拡充について

副会長

精神障害に関する問題としては、長期入院者の地域移行に関する検討会という国の検討会で、まとめのようなものが7月に示されました。以前に一度ご紹介しました病棟転換型居住施設、病院の病棟に少し手を加えて、そのまま居住施設に改修して、(そこに入居させ)退院したことにするという政策が、関係者や障害者団体から反対がありましたけれども、盛り込まれていて、国の政策としてやっていこうということになりました。

地域移行の受け皿となる住まいの問題は非常に重要で、それ(病棟転換型居住施設の政策)が反対なら、どういう策があるのかということになるので、いわゆる居住支援、居住サービスの問題をきちんと考えていかなければいけないと思っています。

障害者だけではなく、高齢者も介護が必要になってから、どこで生活するのかが非常に大きな問題であり、最近では、マンションで身体拘束して、ヘルパーが見るといようなことが報道されて問題になっています。また、大きな団地でも住民が高齢化して、孤立している状況があるということもあります。障害者に限らず、国民的な問題として居住の問題を考える必要があると思います。

それでは、今日の議題に入ります。高齢期支援部会から協議ということで、提案を受けて、ご意見を出していただくということです。その他の部会からは、報告のみいただくということになっております。まず、高齢期支援部会からの報告、協議ということで、資料の説明をお願いします。

委員

資料 1、説明

副会長

ありがとうございました。2 回部会を開催し、6 月 30 日はニチイケアセンターの事例検討を行い、9 月 18 日はいずみ寮を見学して、いずみ寮での事例報告を受けたということです。意見を出していただきたいことは、三つ、最初に挙げていただいています。

1 番の 65 歳の障害福祉から介護保険サービスへの移行の問題は、最初の事例のことですね。2 番、3 番に関しては、事例と直接関係がありますか。

委員

両方とも協議の中で出た発言ですが、(3) は、特にニチイの事例の男性がなかなか外に行き場がないという話が出ました。公的な制度によるサービスしか今のところはないので、公的な制度によるサービス以外でもちょっと気軽に出て行けるようなところがあると良いというご意見でした。

例えば、地域生活支援センターは、受給者証がなくても通所ができます。契約等によらないものでも、ちょっと気軽に行ける場所はないだろうか、どんなところが考えられるかという意見をいただきたいと考えています。

副会長

2 例目の精神障害の方に関して、そういうことが出たということですね。では、三点ある中から、一つずつご意見を出していただいて、少し話し合うという流れで進めさせていただきます。

まず、障害福祉から介護サービスへ変わる「65 歳の壁」について、区内における課題および解消方法などについて、ご意見のある方はお願いします。

委員

この事例二つは、きららで受けた相談ではなくて、専門部会で他の事業者の受けた相談について、部会で勉強したことの報告だと思いますが、なぜ、きららで受けた相談事例を出さなかったのでしょうか。他の事業所の事例を部会で勉強して、こういう意見が挙がり、この三点について意見をということですが、きららとしては、こういう立場で、こういう対応をしていますということを出して、ここで協議するっていう感じだと思いいのかなと思います。

これだと、他の(事業所の) 事例を受けて、この場で丸投げされているというか、何を話せばいいのかなとちょっと思ってしまいます。

まず、なぜきららの事例ではなく、他の事例について協議をすることにしたのかを聞いてもいいですか。

委員

専門部会だけではなくて、この親会においても、きららで話し合った事例を出したこともありました。その中で、(部会の委員から) 実際に家庭に入ってサービスを提供している事業者から、話を聞きたいという意見が出てきたり、相談支援だけではなく、実際に家庭の中で対応している事業者の話から見える課題を知りたい。また、ケアマネという立場で入っているので、高齢期の障害者も見ている中で意見を聞きたいということもあります。

この全体会や高齢期支援部会でも、介護保険への切り替わりのときに、問題が起きているという意見もあったので、直接対応している事業所の話の話を聞こうということで、今回の形になりました。

委員

高齢期支援部会の中で、事業所に直接関わっている方たちの意見が聞きたいということで、きららの事例というより、実際に当事者に携わっている人たちがどのように今、考えているのかなということのお話を聞きたいということで、(部会の)委員から確かにお願ひした記憶があります。

きららの事例は全体会で出たこともあります、またちょっと違うかなと思います。当事者が、介護保険が変わるときに、一番近くで接点のある事業所はどのようなことに気を付けているのか聞きたいということだったと思います。

委員

高齢期支援部会に出席させていただいています。一方で、地域生活支援センターの職員をしております。例えば、高齢になり、歳を取りました、どうしたらいいでしょうと、いきなり相談をするのはなかなか難しいと思います。

私は、利用者の立場からしても、自分の家族、または本人が高齢となりました、どうしたらいいですか、というような相談を地域生活支援センターに相談に行くというのは、まず、家族として難しいと思います。

そのお話を聞いた側が、当事者にはこういう課題はある、ご家族にこういう課題がある、というのを掘り下げて、だんだんと自然に見えてくる。

そこでどういうサービスを入れていくかというような感じで、多分、地域生活支援センターの相談員に対して話が向かうと思います。今回、高齢期支援部会では、今、田中委員がおっしゃったように、実際にサービスがどのように使われているかということが知りたくて、提案させていただきました。

委員

いきさつはいろいろあるかもしれませんが、こういった事例は、家族会の中でもそれなりに該当者がいます。例えば、65歳の壁、これは親子関係だけではなくて、むしろ兄弟という意味の立場でいくと、家族会のメンバーも高齢者の方々が非常に多くなっていますので、そういう方々の弟であったり、兄であったり、妹であったり、姉であったりします。そういった方の話を聞きますと、(1)の事例ですが、本当にどうしたらいいのか、何があるのかということがよく分からないということです。障害福祉から介護保険サービスへ変わるということの、まさにここに書いてある情報不足ですね。この点で、大変苦労されたという話を聞いております。このことも一つ共有していただく中で、分かりやすい方法なり、一つの形ができあがるといいなと、私自身感じております。

それから、二つ目のほうの事例、親が高齢化して当事者も高齢化していく中で、いずれ出てくる問題なので、これについても、ぜひなんらかのいい案、方法があればと思っております。以上です。

委員

ありがとうございました。そのように協議されたのであれば、いいと思いま

す。そうだとしたら、きららとして、こういう立場で考えている、解消方法はこういうふうで考えているということを出せなかったのかなと思っています。

ある程度、答えが出ているのであれば、それを聞きたいし、そこはまだですということなら、それ自体をみんなで協議ということなのか、ちょっと気になっています。どうでしょうか。

委員

きららの立場と部会で話し合ったところでは、(1)の65歳の壁は、障害福祉と介護保険が入れ替わるときに、相談員が入れ替わるのであれば、丁寧に引き継ぎをしていくことが大事ではないかという意見が出たのが一つです。

(2)のためらう気持ちがある場合は、身体の方と知的の、特にご家族が強くお話をしているケースには、そういう事例が多いという意見でした。その中で、(支援者の立場からは)サービスを使ってほしいと思っているご家族は、なかなか(サービスを)使わない傾向にあるという意見もありました。ちょっとサービス使ってみようかなと思った家族にまず使ってもらって、それを、例えば施設の中であれば、口コミで広がる傾向が強いので、広げていくしかないんじゃないかという意見が出ました。

現状としては、施設入所しかないという状況になってから、初めて相談をしたり、状況が表れることが多いという話もあり、(選択肢が)施設1本になってしまうケースが多いということがありましたが、そういった状況にならずに、地域で暮らしていくためにどういう支援、声掛けをしていくかというご意見が出るというのと考えています。

三点目は、公的なサービスは、デイサービスにしても、就労継続支援B型にしても縛りがあって、馴染めない方も少なからずいるという状況があるかと思っています。公的な制度に乗らないような場所、例えば、社協のボランティアセンターが担っているような、地域の中でちょっと気軽に行けるような場所があれば。今はひろば等もできていて、そこに来ている方たちもいます。そういった場所や、活動の場として、こういうところがあるんじゃないか、使えるんじゃないかという方策について、練馬区独自で、もしあればというご意見を出してもらえればと思っています。

副会長

少し整理しますが、一番の障害福祉から介護保険サービスへの移行のときの問題については、制度上変わることで不利益になったり、矛盾が起きたりする問題もあると思います。

丁寧に引き継ぎが必要だということがありましたが、政治的な問題としては、支援者が変わるという問題。事例では、同じ事業所で継続したということでした。このケースは、保健師が関わっていたのが関わらなくなるってということでしょうか。それから、1割負担が発生することがありますね。その他に、障害福祉では受けられたサービス、例えばガイドヘルパー等が受けられなくなることがあるんですね。介護保険に移行すると、こういうサービスを受けられなくなるとか、こういった点が困るというご意見、これはなんとかして欲

しいとか、制度上の矛盾があって、国になんとかしてくださいと意見を出す必要があるようなことがあれば、少し整理して出しておくとも良いかと思いますが、いかがでしょうか。

委員

今、副会長が言われたとおりに、「65歳の方」と漠然と言われて、今まで国は、高齢者は介護保険だ、障害者は別だと言いながら、ここで制度替えを早まったような気がします。その辺りの説明と、障害者は65歳になっても、状態によっては事業所との話し合いの中で、(サービスの)利用継続が可能とも言われています。

65歳の壁ということが、障害者の中に先行されて、制度や練馬区独自の何かあるかなど、そういうことに目を向ける前に、65歳になったらどうしようという焦りが先になっています。サービスを受けないほうが良いということが先行しているような状況かなと私は思います。

障害者も今まで、20歳を一つの目安に大体していました。だけど、今は医学が発達して、胃ろうになっても10年は(寿命が)伸びます。(自分の子どもが)65歳にならないことはない、このごろお母さん方は考えていて、65歳という年齢は私たち(の子ども)にもやっぱり来るっていう心配も持っています。

65歳になってもサービスを受けられるのか、重度訪問介護はあるのか、それは高齢者の中でどう変わっていくのかなど、そういうところの情報も、もう少しきめ細かにしていただければ、不安が解消されるのかなと思っています。

副会長

障害者のご家族の立場からすると、今受けているサービスが65歳になっても続けられるようにという要望はあるわけですね。

具体的に介護保険に移行すると、何が一番の問題でしょうか。

事務局

「65歳になって受けられないサービス」という話がありました。基本的に65歳以降になりますと、介護保険優先になり、移行することは確実ですが、例えば、介護保険制度の中にはないサービスや介護保険だけではまかなえないサービスについては、上乘せで障害福祉サービスを利用できることになっております。そういう意味では、従前と変わらない状況が続くと考えております。

副会長

それでは、障害者に対する独自のサービスが継続できるということですね。他に何か要望しておきたいこと、例えば、保健師の関わりについて、高齢になっても保健師に関わってもらおうということはどうですか。

関保健相談所長

保健師の関わりがなくなるということや、65歳になったから保健相談所が一切、手を引くというようなことは全くありません。常に保健相談所、地域の保健師は一人一人の相談者の方に対して、支援をしていきます。また、高齢者になると、高齢者地域包括支援センターにも保健師がおりますので、連携しながら対応してまいります。その辺りもご安心いただければと思います。

副会長

今の説明で、大体安心できたでしょうか。

委員

この協議事項の1から3のどこに入るか分かりませんが、冒頭に副会長がおっしゃった、長期入院者の長期、精神障害者の地域移行に向けた具体的方策を関わる検討委員会が、今年3月に厚生労働省で行われたと思います。

長期入院者、長期入院の精神障害者、約20万人と言われていて、その半数が65歳以上という問題があります。今から、この方たちが地域移行されていく、その中で今言われたように地域の保健師、医療の問題とその福祉のサービスの問題と、居住の問題、そういった問題が上乘せとなり、これから続々とニーズが高まると思われます。

一方で、現在ご家庭にいらっしゃる65歳の方の介護保険に対するニーズも深まっていく。この事例の2番の方もそうですが、家族同居であって、ご家族のお母さんが高齢になられて、この方もいわゆる地域移行という形、ご自分の住まいから地域へ移行すると、こういった課題などが今後出てくると思います。

障害福祉サービスと介護保険サービスの折り合いというか、ニーズの高まり等をどのように考えられているのか、質問させていただきたいと思います。

副会長

今おっしゃったとおりで、病院から出てくる人と、それから、現在は親が同居して見ているけど、親が高齢化して見られなくなって、単身者として地域で生活していかなければいけないという意味で、「地域移行」という考え方は確かにそのとおりですね。そういう人がたくさん出てくるということですね。

だから、そういう地域移行の問題をどう考えているのか、精神障害者の地域移行に関する区のお考えをお伺いしたい。

関保健相談所長

この問題につきましては、国や東京都、家族会、また地域の医療機関でも、いろいろと検討しているところで、この件に関する取りまとめの話等を伺っています。

区としましては、これまでも、入院退院を繰り返している方の地域での生活について、保健相談所だけでなく、福祉も含め、その方の状況に応じて地域での生活を支えることについて検討し、支援してまいりました。

ただ、これまでご家族がいなかった方が、じゃあこれからどこに住むのかというところから考えると、やはり住むところの問題やそこで生活を支えていく人たちの課題などもありますので、そういうことも全部含めまして、検討をしていかななくてはいけないと思います。

行政だけではなく、そこを支えていただくところに、やはり地域のNPOの方や、介護事業所等の事業所の方の支えなどもありますので、一緒にお力をいただきながら、考えていかなってはと思っております。今、いろいろな会議体の中で私たちも情報を取り入れていますので、またいろいろな形で皆さま方にご相談させていただきたいと思っております。

副会長

ありがとうございました。地域移行部会の課題になりますけれども、今言われたように、今は家族が見ているけども、家族が高齢化すると地域移行と同じようなニーズが生じるという問題は、大変重要な指摘だと思います。地域移行を考える場合にはそういう人たちも含めることが大事だなと思いました。

それでは、二点目、三点目について、協議事項の(3)でご意見がありましたら出していただきたいと思います。利用をためらう気持ちが強い場合に、どのようにサービスに結び付けていくかが2番。それから、3番は公的な制度以外の日中活動の場をどう拾っていくかということです。

3番は、こんなものあって、こういうふうに使っています、というような話でもいいと思います。ぜひ、何かご意見をお願いします。

委員

3番の日中活動の場ですが、高齢になると就労継続支援B型の通所が非常に難しくなります。しかし、移動支援は使えません。そうすると、親が送っていく。親も高齢になると通院や入院などの状況が出てきます。

生活介護のような通所の場で、でも、作業はB型の仕事をする。通所に困難な人たちだけでも、作業はB型のような作業が適当という人がいます。こういう人がどんどん増えてきていて、でも移動支援が使えないわけです。親も本人も高齢だけでも、B型の福祉的就労はしたいというご希望があって、こういったケースの場合に多区では、多機能型のB型事業所でも送迎を行うところがあります。このように緩やかに、高齢の利用者または家族のことを支援、家族支援とも言えるかと思います。こういった生活介護プラスB型事業所のような施設は考えられないのでしょうか。

副会長

対象としては、作業はできるけども通うのが難しい。介護者が高齢化していて(自力の通所が)難しいような人。それから、ご本人自身が高齢化している人、両方含めておりますね。

方策としては、移動支援を使えるようにするとか、送迎のバスを出していただきなど、具体的にはそういうことになるでしょうか。他の方はいかがですか。

委員

移動支援は、他区では区独自の予算を入れて、(B型の通所にも)移動支援を使っている区もあると聞いています。今後、練馬区は障害者人口が多い中で、高齢化していく中では一番この通所手段、送迎がないとなかなか家の中に閉じこもってしまうのではないのでしょうか。

そこで閉じこもった高齢者、障害者に対して、今度はサービスを受けさせるために予算を使うのであれば、外に出る、社会に出るための移動の方法を今後考えてほしいということと、練馬にB型の複合施設はありませんよね。ちょっと勉強不足ですが、複合施設はありますか。

障害者施策推進課就労支援係長

民間(事業所)で複合施設が運営されています。

委員

その複合施設には、年齢制限はないですよね。65歳でも入れますよね。ちょっと私も勉強不足でしょうけど、複合施設は高齢になって、森山委員がおっしゃったように利用できるものなののでしょうか。ちょっと利用できないのではないかと私は思うのですが。

民間に委託したから、そういう運営をしているのか、もっと利用しやすいもので今後整備されていくのか、その辺りを伺いたいと思います。

障害者サービス調整担当課長

まず一点、移動支援についてです。移動支援というサービスは、皆さんよくご存じのとおり、移動に関わるサービス、そして、社会生活のためのサービスということで、区内でも非常に多くの方が利用されています。移動支援に対するニーズは非常にさまざまな面で寄せられています。先ほどは高齢期の方の通所に使えないかというニーズがありましたが、若年層では、学校の後のサービス、社会参加のためのサービス、あるいは、学校がお休みの土日のためのサービス、または、夏休み等の支援のためのサービス等、こういったところでも非常に要望が高いサービスです。

そして、これは財政的な要因ですが、移動支援という事業は、本来は制度的には4分の3、国と東京都から補助金として予算が補てんされるはずべきところが、国から「予算の範囲内」でしか予算をいただけない事業のため、実際には、国と都を合わせて（実支出額の）半分程度しか、区にいただけてないという、財源確保が非常に厳しい事業です。私どもとしては、限りある財源の中で、さまざまなニーズを踏まえ、この移動支援というサービスを、いかに持続可能なサービスとして提供していくか、そこは課題として受け止めていますので、ご了解のほど、よろしく願いいたします。

それから二点目、事務局からも途中で発言させていただきましたが、B型と生活介護の多機能型、これは民間でも、最近新しく始めていただいています。区としても、現在、B型の利用者が高齢化していて厳しい状態にあるということは、重々認識しています。

今後、民間事業所の多機能の動向なども見つつ、こういったB型の利用者の高齢化という問題も受け止めていきたいなと思っているところですので、どうぞよろしく願いいたします。

副会長

ありがとうございました。通所に移動支援を使えるようにして欲しいという問題ですが、それについては、どのくらいニーズがあるのか、必要としている人数など、そういうことを区としても調べるとか、団体でもこれだけニーズがあります、ということ調べてみることも考えられます。

そうすると、具体的にどのくらいニーズがあって、どのくらいの予算でできるかなど、話を詰めていってもいいことだと思います。少し具体策を練って、考えていけたらいいんじゃないかと思いました。

公的な制度以外の日中活動の場は、例えば、家族会やいろいろな団体で、団

体としてこんなことをやっています、ということもあるのではないかと思います。こんなことをやっていますとか、こういうことをやってみたいということがあれば、出してもらって補助金つきませんかという要望を言ってもらえればと思います。

委員

家族会では、施設見学研修で当事者あるいはその家族と一緒に行動したり、あるいは、食事会として、10時から2時、3時ぐらいの間で買い出しから料理作り等を大体やっていると当事者の方が7人前後、お母さん方が5～6人ぐらいの参加があり、なるべくそういった場を持つようにしています。

会員の家族という形にある程度限定せざるを得ない部分があるので、この辺りがちょっと難しいかなと思います。会員以外の方の場合は、状況が分からないということもあって、現時点では少しご遠慮いただいています。

なるべくそういう(会員以外の)方々も入っていただいて、サービスというか、事業ができるような形に持っていけたらと思っております。

副会長

ありがとうございました。いろいろな形で集いや催し物などが、いつもどこかで実施されているということが情報としてあって、会員以外の人も参加できるような形に進んでいったら良いかなと思います。

それでは、高齢期支援部会の協議事項は、終わりにします。また、部会に持ち帰っていただいて、協議を深めていただけたらと思います。

それでは、次に他の専門部会からの報告に移ります。権利擁護部会からお願いします。

事務局

資料2、説明。

副会長

ありがとうございました。障害者の権利擁護だけではなく、「合理的配慮」ということで、どんな配慮をすれば障害のある方が助かるのかということや気が付くようにしていくことは大事だなと考えていました。ご意見、ご質問を一つ二つ受けませんが、いかがでしょうか。

委員

この権利擁護部会の委員として、その権利擁護や差別をどうやってなくしていこうかというところで、紹介したい話があります。目黒区にある働く喜びデザイン室というところがやっているアンケートです。

作業所等で作った商品を買う人や選ぶ人の中に、積極的な支援者層になる人はどんな人なのかということや調べたアンケートがあります。一番(割合が)大きかったのは、友人に障害者がいるという回答が27%、同じ職場、学校などにいるという回答が20%、家族にいるという回答が15%ぐらいだそうです。

支援してくれる人を増やすということが、障害を持った人と友達になるということや、学校の同じ場所で過ごすということがすごく大事なのかなと思っています。さきほどの協議の2番、3番じゃないですけど、はじめに相談受ける

人や、窓口の人がどうやって相談に来た人と友達になれるのかなってということが大事なような気がします。

専門家としては、友達になっちゃ駄目みたいなことを教えられるような気はしますが、共に地域で生きていくというときに、最初に友達になって一緒に遊べる友人になれるようなことってできないものかなと思います。

「べてる」というところでは、その専門性からどうやっておりるかみたいなことを言っています。専門性がなくていいということではなくて、持っていても相談を受けた人が、一緒にご飯が食べる人が欲しいんです、というような、そんな相談があるかどうか分からないですが、もしあったら、じゃあ、ちょうどお昼だから（一緒に）行っちゃいましょうか、ぐらいの勢いで行けるような相談員がいたらうれしいなと思っています。

友人に障害者がいる職場や学校にいるという、そういう経験をなるべく早い段階から作っていくことが、権利擁護という面でいいのかなと思います。

副会長

ありがとうございました。次に相談支援部会について、説明をお願いします。

委員

資料3、説明

副会長

ありがとうございました。緊急通報システムをどのように円滑に利用するかというお話だったと思います。何かご意見、ご質問ありますか。

障害者サービス調整担当課長

「緊通」とよく訳していますが、このシステムについて、貴重なご提案をいただきました。これについては、実はこのお話をいただく前から、私どもとしても検討させていただいております。

二点ほど、皆さんに申したいのは、一点は高齢分野では取組が進んでいて、障害分野は進んでいなくて、いかがなものかというようなお叱りの点もあるかなと思いますが、障害の場合、一人暮らしで、地域で過ごされている方、こういう方の中にはすでに、重度訪問介護、あるいは、居宅介護という形で、ヘルパーさんが支援に入っている方などが多数いることは、各総合福祉事務所で把握しております。これが高齢と大きな違いがある点かと思っております。独居ですが、実はヘルパーの支援が入っている方、身体上の課題が非常に大きくて、なかなか日常生活が不安な方には、練馬区としては、重度訪問介護、居宅介護等を支給決定しまして、ヘルパーの方が入っている。こういった24時間に近い見守りをしている方もいるという状況があることは、ぜひ把握していただきたい、ということが一点目です。

そして、もう一点、高齢では確かに鍵を預かるシステムがあるということですが、このシステムにおいても、実は緊急の場合には、その鍵を持っている方が到着するよりも、救急車が先に到着する場合があります。

そのときには、やはり鍵を壊すか、窓を割って入る、こういうことが必要だということところは、私どもが行っているいわゆる東京消防庁方式だけではなく、

民間の事業者も高齢も含む方式においても行っていることは申し伝えたいと思います。

委員

私からはサービス等利用計画のことについて、お聞きします。障害福祉サービスを使うためにはサービス等利用計画が必要だと思います。練馬区では、どれぐらいこれが進んでいるか、ケースによってはセルフ（プラン）だったり、事業所が書く、ということがあると思います。その割合等、今の練馬区の状況を知りたいと思います。

それと、サービス等利用計画を作るのに、学校も多分関わっていく内容だと思いますが、在学中の生徒にモニタリング等で、事業所からその学校の意見を聞きたいということがあります。それに対する事業所から学校へのアプローチがさまざまで、例えば、電話をかけてきていただいて、生徒の様子をちょっと教えてください、というところもあるし、急に資料が送られてきて、それに書いて送ってくださいというところもあります。

その辺りの、学校と事業所との関わりを知りたいです。学校にはこういう形で関わってもらいたいというようなことがあるのであれば、（示してもらおうと）学校側もすごくやりやすいのかなと思いました。

障害者サービス調整担当課長

今、いただきましたご意見二つにつきまして、まず一点目、サービス等利用計画についてでございます。これについては、24年4月の法改正によって、この3年間の間に、障害福祉サービスを利用する全て人に作成できるように各区市町村で取り組みなさいという指示が出ており、練馬区としては、25年10月からは全てのサービス利用の申請をいただいた方に、サービス等利用計画の提出をお願いしているところでございます。

しかし、この障害福祉サービスは1年間で、約4,000人の方が使っているサービスです。この全ての方々のサービス等利用計画を作成するには、今の事業所の数は不足している状況です。練馬区としましては、法の趣旨に則り、サービス等利用計画は事業所が作成したものであるということが原則ではありますが、セルフプランの提出も認めており、今はセルフプランと事業者が作成している計画が約半々という状況にあります。

この取組は、23区の中で見て、練馬区は決して低い数字にあるのではなく、平均よりは上の状態にあると捉えております。練馬区としては、引き続き、事業所の数を増やし、そして、事業所の質を向上させるために取り組んでいきたいと考えます。本日の次第の最後に、その取組について事務局から説明をさせていただきますが、地域生活支援センターを中心に来年度から、さらなる取組をしていきたいと思っているところです。

二点目の学校との関わりにつきましては、初めてこういったお話を聞きましたので、この件はお預かりし、整理させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

副会長

ありがとうございました。それでは、地域移行部会についてお願いします。

委員

資料4、説明。

副会長

ありがとうございました。精神障害者の場合には、医療の関わりが必要な面が大きいので、訪問看護の役割は他の障害の人と比べると大きいということがあると思います。

ご質問等がなければ、次に進めたいと思います。最後の報告をお願いします。

委員

資料5、説明。

副会長

ありがとうございました。発達障害の人たちへの具体的な関わり方や、接し方などを分かりやすく提示していただけてよかったと思います。それでは、最後に、資料6について事務局から報告があります。お願いします。

事務局

資料6、説明。

副会長

ありがとうございました。これは今ある地域生活支援センターが、4か所全て基幹相談支援センターになるということですね。当然、事業も増えるし、人も増えるのでしょうか。

事務局

今、来年度予算の準備をしているところですけれども、所管課としては、業務に対応できる体制は整えたいと考えています。

副会長

精神、知的、発達障害など、今はある程度、得意分野というか専門分野を設定しているけれど、それは変わらないですか。

事務局

これまでの地域生活支援センターの設立の経緯上、いわゆる得意分野が現実にはあるかなと思いますけども、(障害者地域生活支援センター)条例上では、どのセンターでも3障害をきちんと対応する形で進めております。

また、対応が難しい相談事例については、最初の1カ所のセンターで全て対応するというのではなくて、4カ所間で連携をしながら、きちんとした支援を行っていく、そういったことが大事だと思っています。

副会長

明確に地域割をするということでもないでしょうか。

事務局

高齢者地域包括支援センター等では、明確な地域割がありますが、障害者地域生活支援センターでは、明確な地域分けは行っていません。近隣がいいという方もいれば、あえて遠いセンターが良いという方もいらっしゃるのです。

副会長

住所で利用を制限するということはない、ということですか。

事務局

はい、ありません。

副会長

資料6の説明について、何かご質問はありますか。

委員

現在の障害者地域生活支援センターの実施事業の(2)の2行目には、「障害理解を図るための普及啓発、自立生活に向けた講座・講習会の開催(地域活動支援センター型事業)」と書いてありますが、2と3にその「自立生活に向けた講座・講習会」という言葉がなくなっています。地域活動支援センター型事業は継続すると書いてありますが。あと、「自立生活を推進する」など、言葉としてちゃんと入れておいてほしいなと思っています。

事務局

資料6については、今回皆さまにご説明する資料として作成しました。基本的には(1)3の(1)にあるように、現行の事業はそのまま継続するという形です。

一方、条例上では「法77条の2に規定する事業を行います」という1行が入るだけの形になります。基本的には、今行っている事業に、民間事業者への支援や困難事例への対応が上乘せされるということで、ご理解いただければと思います。

委員

この地域生活支援センター4カ所ですが、聴覚障害者がどれだけ利用できているか。以前から、(聴覚障害者が)利用できるような施設がほしい、サービスを受けられる施設が欲しいという要望を出しています。

実際、(地域生活支援センターを)利用できるかどうかは、われわれは手話通訳や要約筆記等が伴わないと、相談できません。そんな点も施設で考えていただけるとは思いますが、ぜひ実現していただきたいと思っています。

事務局

手話通訳、手話の活用につきましては、相談という形になると、非常に専門的な要素も含まれますので、実際には、手話通訳者の派遣という形で相談支援を行う形がよろしいのかなと考えております。その他、センターの支援員も現在勉強中というところもあります。今後、手話の習得等を進めていく必要があるかと考えております。

副会長

では、今日の議題はこれで終わりました。事務局から何か連絡はありますか。

事務局

事務局です。本日も活発なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。本日は、五つの専門部会の協議、報告を中心に自立支援協議会を進めさせていただきました。

次回につきましては、主な議題を、次期障害者計画の素案に対するご意見を

頂戴する場とさせていただきたいと考えております。現段階では、こちらの計画策定のスケジュールの状況が流動的なところもございまして、日程を具体的にお示しすることができませんが、会長、副会長とご相談をさせていただきながら、日程が決まり次第、速やかに各委員の皆さまにまたご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。ありがとうございました。

(終了)